

核物質防護規制のあり方の検討状況（４回目） ～試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の 一部を改正する規則案に対する意見公募の結果及び規則の改正～

令和 8 年 6 月 24 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案に関する意見（以下「提出意見」という。）等に対する考え方につき了承を得ることについて諮り、当該規則の改正の決定について付議するものである。

2. 経緯

令和 7 年度第 66 回原子力規制委員会（令和 8 年 3 月 18 日）において、意見公募の実施が了承され、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見公募を実施した。その結果は以下のとおり。

3. 意見公募の実施結果等

- (1) 期 間：令和 8 年 3 月 19 日から同年 4 月 17 日まで（30 日間）
- (2) 方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送
- (3) 提出意見数：49 件¹

4. 提出意見等に対する考え方（委員会了承事項）

提出意見に対する考え方について、別紙 1 のとおり了承いただきたい。
また、その他の御意見に対する考え方について、別紙 2 のとおり了承いただきたい。

5. 規則の改正（委員会決定事項）

原子力規制庁内における確認結果を踏まえて記載の適正化を行った試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案について、別紙 3 のとおり決定いただきたい。

今般、改正を行う関連規則は下記のとおり。

- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）
- 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）
- 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総

¹ 提出意見数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された提出意見数の算出方法に基づく。なお、今回の意見公募において、提出意見に該当しないと判断されるものは 11 件であった。

理府令第 122 号)

- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号)

添付資料

- 別紙 1 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案等に対する御意見への考え方(案)
- 別紙 2 その他の御意見への考え方(案)
- 別紙 3 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案
- 参考 令和 7 年度第 66 回原子力規制委員会(令和 8 年 3 月 18 日)資料 2

**試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案等に対する御意見へ
の考え方（案）**

年 月 日

1. 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案に対する御意見の概要

及び御意見に対する考え方

整理番号	御意見の概要	考え方
1-1	＜検知後の対応を含めたドローン対策に関する御意見＞ ➤ 今回の規制案ではドローン検知設備の設置が義務付けられていますが、「検知のみでは攻撃を阻止できず、実効性に限界」があります。一方、防衛省では車載型高出力レーザーや高出力マイクロ波など、「より高い防御能力を持つ対ドローン装備の開発」が進んでいます。これらの国家レベルの防衛資産は、事業者が独自に整備するよりもはるかに高い防護能力を持ちます。したがって、事業者に迎撃設備の整備を義務付けるのではなく、自衛隊が保有する迎撃ミサイルシステムやドローン迎撃システムを原子力施設周辺に配備する運用へと見直すべきです。この方が、実効性・費用対効果・国家安全保障の観点からも合理的であり、「国全体としての安全保障強化にも資する」ものです。 ➤ 第91条第2項十一の二 イ、ロについて、新たに規定された事項は、「小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。」「見張人が常時監視できる位置に設置すること。」であり、こうしたドローンに係る脅威については、事業者は検知装置の設置と治安当局等への連絡であることを意図して規定されたものと解するが、これでよい。	➤ 原子力施設の防護については、一般に「検知」「遅延」「対抗」の三つの段階で対応することが必要であり、我が国においては、このうち事業者が「検知」「遅延」の役割を主に担い、治安機関が「対抗」の役割を主に担うこととされています。 ➤ このため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）では、事業者の役割である「検知」「遅延」に関する措置を要求しており、その詳細については、核物質防護措置に係る審査基準（非公開）で規定しています。 ➤ 今般の改正は、小型無人機の技術進展等を踏まえ、事業者が講ずべき防護措置の実効性をさらに向上させる観点から小型無人機検知器（小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置をいう。以下同じ。）の設置を新たに求めるものであり、事業者から治安機関への早期の通報を実現し、治安機関による対抗措置に繋げるものです。 ➤ 小型無人機については、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）において、対象原子力事業所及びその周辺地域の上空における飛行が禁止されており、「対抗」に相当するものとして、小型無人機の飛行の妨害や機器の破損等の措置が警察官等の権限として規定されています。

整理番号	御意見の概要	考え方
	➤ 外部との通信を一切行わない自律型ドローンに対しては、単なるジャミングや進路妨害では防ぐ事はできません。特に検知して所在を表示するだけの設備では、検知した瞬間には自律突入が行われて止める術がなく、防護目的を達することは不可能です。従って第一に防護にあたって自律型ドローンからの突入は、検知後の迎撃態勢まで考慮されたものであるか、第二にその迎撃態勢主体は原子力事業者か若しくは都道府県警察本部かそれとも原子力規制委員会か、第三に検知に係る改正方針に偏ったもので事態終息まで実効性あるものとして担保させるのかそれぞれ回答を求めます。 ➤ 軍事ドローンの利用が拡大しているので、原子炉に監視装置を付ける、という事の様だが、監視・発見したところで、どうするというのか。ミサイルで撃ち落とすつもりか。 ➤ 民間事業者による小型無人機撃墜等の積極防衛に関する法的権限（撃墜装備保有の是非、正当防衛の適用範囲等）を整理し、ガイドライン等で明確化すること。 ➤ 最近の記事によれば時速 500km の高速ドローンが攻撃に使われてるそうです。この速度なら 1km 先で検知しても 7 秒強で着弾して警察への通報は疎か人が操作する時間的猶予も一切ありません。検知しただけでは無意味で検知から迎撃までをシステムで自動連動し国内対処できるシステムが今足りていないようです。人による時間的限界が考慮されないままでは実効性	➤ また、武力攻撃への対処については、原子炉等規制法及び関係法令において対応するものではなく、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）などの別の枠組みの下で対応するものと承知しています。

整理番号	御意見の概要	考え方
	がないため抜本的な見直しが必要そうです。 ➤ 現代はローンオフエンダーが高度なドローン群を容易に運用できる時代に突入しています。高速飛来するドローン群に対し、人類による警告や手順を踏む時間はないです。侵入された瞬間に自動迎撃を行わなければ、原発を不可能です。迎撃ドローンやジャミングに関する産業や技術は成熟していないです、と感じます。国産技術への急速な投資育成とか既に実績のある友好国からの技術導入などを今こそ考えるべきです。 ➤ 要員との連絡手段その他緊急時対応に必要な設備に対する措置に係る各要件の次号として、以下を例に規定を新設すること。 「見張人の詰所から関係機関への連絡手段は、小型無人機等から発せられる不正な干渉により、その機能が損なわれないよう必要な措置が講じられたものであること。」 安全の確保のための措置に係る警察官等への情報の提供に係る要件として、以下を例に規定を新設すること。 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第十一条第一項及び第二項の規定において警察官が行う対象施設の安全の確保のための措置（同条第三項において準用する場合を含む。）に必要な連絡手段を有すること」 ➤ 発見次第撃墜でいいと思います。 飛んできたドローンが爆弾を積んでる筈がないと思いませんか。	

整理番号	御意見の概要	考え方
	➤ 警察によるドローン排除手法（ジャミングや迎撃等）の有無や基本方針を、抑止力として積極的にアピールすべきである。対処手段が完全に不透明な現状は、攻撃側に「防護の隙」を期待させる結果を招いており、対抗手段の存在を広く示すことこそがテロを未然に防ぐ最大の鍵となる。官民の役割分担を明確にし、テロの標的化を防ぐ「盾」とするためにも、警察の対処能力と連携体制を戦略的に開示すべきだ。 ➤ 改正された防護義務を課すにあたり、組織や個人が引き起こすドローン攻撃と極めて社会的動乱に等しい事態に対し、民間事業者である我々が改正された防護措置を講じれば責任を果たしたと言えるのかの分界点を明確にして頂きたい。治安部隊による対処との責任分界点が曖昧なままでは、現場は万が一の際に責任を押し付けられるのではないかという不安を拭えない。 ➤ 先ず持って武力攻撃事態への対処は原子炉等規制法の規制対象外である。武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき、国が主体となって講じるべき措置である。一介の民間事業者に軍事的脅威への対処を義務付ける法律趣旨はない。喩え原子力規制委員会の体制変更があったとしても法律を改正することなく、武力攻撃に相当する事態への備えや対策を事実上求める内容は法体系を歪める行為で許されず、本来国が負うべき安全保障上の責務を民間に転嫁する無責任なものである。これを許した場合、近い将来更に法体系を歪め、ミサイル攻撃に関する講ずべき措置まで民間に	

整理番号	御意見の概要	考え方
	転嫁される恐れもある。以上から、爆発物搭載ドローンに関する講じるべき措置と費用負担は、国が全面的に担うべきである。 ➤ 本改正案が求めるドローン対策原案は、もはや「核物質防護」の枠を超え、高度な「国家安全保障」の領域に変質しています。原子力事業者の本義は「電力の安定供給」と「プラントの安全確保」であり、国防に類する安全保障まで担うべき法的・経済的根拠はありません。特にドローン攻撃は、攻撃側の安価なコストに対し、防御側に過大な投資を強いるコスト賦課の非対称性が顕著です。このままでは原子力事業者のリソースが国家安全保障に多分に割かれ、本来の責務である安定供給や安全確保のためのリソースが枯渇するという本末転倒な事態を招きます。ドローン対策は国が主体となって担うべきであり、民間への過度な義務化は、社会インフラの維持と安全性の両面から極めて危険であると考え、強く反対します。 ➤ こんななもの国防なのだから国が早急に設置して日本を守るのが当たり前では。なんで民間に任せるの。 ➤ 原子力施設へのテロ対策は本来「国家安全保障（国防）」の範疇であり、その防護コストを民間事業者にのみ転嫁することは受益者負担の原則を逸脱している。義務だけを強行するのではなく、国が相応の費用を負担し、官民一体で実効性のある防護体制を構築すべきである。国家防衛の一環として、直接的な財政支援措置を強く求める。	

整理番号	御意見の概要	考え方
	➤ 化学プラント等では同等の義務が課されておらず、原子力施設のみが過度に厳しい対策を求められている現状は、「本来は国家防衛政策で担うべき領域を事業者に転嫁している」と言わざるを得ません。特にドローン対策は、敷地外空域は事業者の管理権限外であり、迎撃能力は警察庁・防衛省の役割であるため、事業者単独での対応には限界があります。 世界の原子力施設の防護体制を見ても、 米国：NRC＋国土安全保障省＋軍 フランス：国家憲兵隊が常時警備 韓国：軍と警察が共同警備 このように、「原子力施設のテロ対策を民間事業者だけに担わせているのは日本だけに近い状況」です。したがって、原子力のテロ対策は国家防衛の領域として再定義し、原子力設備にのみ過度な対策を求める現行の仕組みは見直すべきです。	
1－2	＜小型無人機検知器の性能に関する御意見＞ ➤ 当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置する事は良いが、カラスなど生き物の誤検知による現場疲弊を招かないように誤検知対策は同時に配慮して現場対策されるべき。 ➤ ウクライナ等の戦例が示す通り、攻撃側は防衛側の「目」である検知設備を最優先で破壊しにくる。レーダーだけに頼らず、光学・音響など検知方式を多様化させ、一部が破壊されても捕捉を継続できる「設備の多重性」を義務付けるべき。	➤ 今般の改正は、原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、妨害破壊行為等の用に供されるおそれのある小型無人機を検知するため、小型無人機検知器の設置を求めるものであり、その目的に照らして必要な性能に係る考え方を含め小型無人機検知器の具体的な要件については、核物質防護措置に係る審査基準（非公開）で規定することとしており、原案のとおりとします。

整理番号	御意見の概要	考え方
	➤ 第十四条の三 第2項第十一の二等において、検知設備の設置を義務付けるだけでなく、以下のような趣旨の規定（追従義務）を以下「ロ」等として追加することを求めます。なお、規則等の記載については意見趣旨を勘案されるならば、記載箇所含めて適正な箇所又は表現に修正されることを妨げません。 ロ イに規定する設備又は装置を構成する装置については、小型無人機に関連する技術の進歩を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要があると認めるときは、これを変更（更新）すること。 ➤ 検知設備が原子炉の安全機能に干渉しないことを担保しなさいいけないけど規定されてない。電波干渉などによって冷却系や制御盤を誤作動させる本末転倒な事態を防ぐための評価を規定に盛り込むべき。 ➤ 当該号（イ）及び（ロ）の要件に当該小型無人機による不正な干渉に対する把握を追加するため、以下を例に修正すること。 「当該小型無人機等の有無及びその所在並びに当該小型無人機による不正な干渉の有無を把握し、これらを速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること」 上記号の次号として、当該小型無人機による不正な干渉に対する措置を追加するため、以下を例に規定を新設すること。 「イに掲げる設備又は装置は、小型無人機等から発せられる不正な干渉により、その機能が損なわれないよう必要な措置が講じられたものであること。」	

整理番号	御意見の概要	考え方
	➤ 本規則の改正案における小型無人機を検知する設備の性能要件として、規則に以下の文言を追加規定することを求める。 第1「小型無人機が集団飛行を行う場合において、個々を識別する機能を設けること。」 第2「小型無人機とそれ以外とに識別できるものであること。」 現在の設備要件では、現代の脅威と現場の実務的課題に対する実効性が担保されておらず、以下の二点から技術基準の明記が不可欠である。 第1に、多数機同時（スウォーム）攻撃に対する抑止力の確保である。 多数機による同時飽和攻撃が確立されつつある戦術の一つであり、かつ、民生用無人航空機を用いることで個人による一匹狼（ローンオフエンダー）型犯罪にも用いることができる以上、規則において「個々を識別」する性能を明示的に要求すべきである。この能力が規則で担保されていること自体が、物量によるシステムパンクを狙う攻撃側への強力な抑止力となる。もし単機飛来のみを想定し、個体識別能力が不明確なままであれば、それはテロリストに対して「同時攻撃による脆弱性」を事実上推察させているに等しく、極めて危険である。 第2に、誤検知による防護体制の形骸化（狼少年化）の防止である。当該設備が鳥類等の飛翔体や気象現象を誤検知し続ければ、頻発するエラーにより現場の警備体制が疲弊し、真の脅威に対する初動判断が遅れる	

整理番号	御意見の概要	考え方
	という致命的なリスクを招く。防護業務への重大な支障を未然に防ぐため、少なくとも検知対象を「小型無人機」と「それ以外とに識別」する精度の要求は必須要件である。 以上の現実的な脅威と運用リスクを鑑み、上記３文を規則上に明確に規定すべきである。 ➤ 妨害破壊行為等に伴うおそれのある小型無人機の有無、及びその所在を把握するための設備又は装置については検知して速やかに表示する機能を有すること。所在を把握した小型無人機を見張人が平易且つ速やかに確認するため、その形状および色またはその他の様態等が表示されるようにすること。 設置される設備又は装置については、接近を検知して速やかに表示する機能のほかに追跡する能力を有する必要がある。追跡能力は補助装置等で視覚的に小型無人機を補足することで破壊行為等に伴うおそれのある小型無人機について適切な対応を行うことができ、重要施設を防護することができる。と考える。 ➤ 150m 超の空域を含む「全天球監視」の性能要求化について 敷地境界からの低空横方向の侵入だけでなく、対地高度 150m を超える高高度から原子炉建屋直上に侵入し、ホバリング又は垂直落下する飛翔体に対し、天頂方向に死角を生まずに検知可能か。テロ目的の侵入者が、航空法施行規則第 236 条の 71 に定める「対地高度 150m 以下」という高度制限を遵守する訳がない。つ	

整理番号	御意見の概要	考え方
	まり、同条に定める高度を超える空域を含め、全方向を感知範囲とすることを検知設備の性能要求として明記すべきではないか。	
1-3	<検知以外の措置に関する御意見> ➤ 特定の設備設置のみを絶対的な要件とせず、人的な監視体制も選択肢に加え、必要な体制として組み合わせるべく改正案に適切な資機材（双眼鏡、暗視装置等）を保持した監視員による監視体制を構築することを加えることを求める。その中で、設備設置は、人的な監視体制で当該設備と同等以上の検知性能が担保される場合はこの限りではないことの但し書きを追加することにより、一部人的監視で設備代替できる範囲は容認するなどの柔軟的な対応を求める。 ➤ 如何に高度な検知設備であっても、死角や故障、あるいは未知のステルス技術によるすり抜けのリスクは以前高いままであると言えます。設備運開をもって対策が講じられたと考えることは防護上の見落としに進みます。ついては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則に加えて、小型無人機に係る専従監視員を配備し24時間監視することを明文化してください。人による目視監視と常時併用し、設備と人の二重の網で防護する実効性を制度として担保してください。 ➤ 監視手段を特定の「検知装置」の導入にのみ固執させるのではなく、人的監視による代替や補完を等しく	➤ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、これまでも堅固な障壁の設置や巡視等の人による監視体制の構築等は求めてきており、今般の改正は、これに加えて、小型無人機の技術進展等を踏まえ、事業者が講ずべき小型無人機に対する防護措置の実効性をさらに向上させる観点から小型無人機検知器の設置を新たに求めることとしたものです。 ➤ また、特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置については、点検・保守を行うこと、非常用電源設備等を備えることにより、その機能を維持することを求めており、今回の改正により設置することとなる小型無人機検知器もこの要求を満たす必要があります。

整理番号	御意見の概要	考え方
	認めるべきである。高度な機器であっても、故障やサイバー攻撃、あるいは電源喪失時といった有事の際の脆弱性は免れず、人間の五感による監視も柔軟かつ確実な防護手段として極めて有効だ。機器の設置を唯一の正解とするのではなく、人的資源を含めた「防護の質」を総合的に評価する規制へと転換すべきである。 ➤ 第91条第2項十一の二 イについて、新たに規定された事項は、「小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。」「見張人が常時監視できる位置に設置すること。」となっていますが、これは、検知装置の表示設備の設置であり、監視等の映像表示装置の設置までは要求していないということによろしいか。 ➤ 小型無人機の特性に対応した対空防護ネットの設置、堅牢な防壁設置など、空中の脅威に対する物理的な防護措置を防護措置上の規則要求として位置づけること。	
1-4	＜検知対象に関する御意見＞ ➤ 対象を「小型無人機」に限定する本規則の修正方針は、防空及び核物質防護に係る以下の観点から、その実効性に欠ける面があることは否めません。 ・悪意ある者が報道ヘリ等を装い有人機によって接近し、重要施設の攻撃事案や諜報活動事案（テキント、イミント）を引き起こす可能性 ・悪意ないメディア等が有人機によって接近し、重要施設を不用意に撮影、報道することにより、得られた	➤ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、これまでも堅固な障壁の設置や巡視等の人による監視体制の構築等は求めてきています。 ➤ 今般の改正は、小型無人機については昨今の技術発展が著しく、その利便性と汎用性の高さから、様々な用途に活用される状況にあること等を踏まえ、事業者が講ずべき小型無人機に対する防護措置の実効性をさらに向上させる観点から小型無人機検知器の設置を新たに求めることとしたものであり、原案のとお

整理番号	御意見の概要	考え方
	情報が第三者による弱点分析（オシント）の源泉となる可能性 本規則の修正方針を、「小型無人機」に限らず、有人無人を問わない「航空機」とする。なお、前二項の修正より以前に有人機を検知する設備を導入することは、法的に妨げられず、速やかに修正できる。 ➤ 特定航空用機器も検知対象とすべく、以下を例に修正すること。 「小型無人機等（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機及び同条第四項に規定する特定航空用機器をいう。以下この号において同じ。）」 ➤ 検知対象における「小型」の限定解除について 今回の制度改正は「小型無人機」を想定していると思われるが、小説『天空の蜂』に登場する軍用大型ヘリ「ビッグ B」のような大型・大重量機が接近あるいは落下してきた場合、現行案の性能要件で検知のリードタイムを確実に確保できるか。 つまり、根拠法（小型無人機等飛行禁止法）の名称に固執し、大型機の特性（飛行高度、速度、RCS 等の違いによる検知漏れや検知遅れのほかシステム飽和のリスク）を見落とすリスクを排除するため、制度上の定義から「小型」を削除、あるいは「全ての無人航空機」を対象とすべきではないか。	りとします。 ➤ なお、小型無人機に限らず、武力攻撃への対処については、原子炉等規制法及び関係法令において対応するものではなく、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律などの別の枠組みの下で対応するものと承知しています。
1－5	<検知範囲に関する御意見> ➤ 第 91 条第 2 項十一の二 イについて、検知範囲は	➤ 今般の改正は、原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防

整理番号	御意見の概要	考え方
	事業所の敷地内に設置した設備又は機器により検知可能な範囲でよい。また、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」の飛行禁止高さは、地表面以上すべてが対象であるが、検知装置は電波の直進性・指向性といった物理的特性により周辺地形（山、尾根）や構造物の影響を受ける。また、検知範囲について、敷地外は事業者の権限の及ばない範囲である。このため、敷地内の合理的な設置場所を選定した場合であっても、不検知範囲が一定程度残存することは不可避である。法改正の趣旨を踏まえ、飛行禁止範囲をすべて検知対象にするのではなく、敷地内に設置する検知装置の能力および配置を工夫し、地形等を踏まえた小型無人機の発電所への脅威を考慮した検知範囲を設定するとの考えでよい。 ➤ 第 91 条第 2 項十一の二 イにおける検知範囲は、事業所の敷地内に設置した設備又は機器により検知可能な範囲としてよろしいか。 ➤ セキュリティ対策における「検知」は、その後の対処に必要な「遅延時間」の確保を前提とするが、敷地内に点在する私有地や、妨害破壊行為者に実効支配された隣接地が拠点として悪用された場合、物理的な遅延は期待できず防護目的を達し得ない。民間事業者には他人の敷地を監視・排除する法的権限がなく、国内法令上、自力でこの死角を解消することは不可能である。権限を与えずに義務のみを課すことは法の一般原則に反しており、事業者の権限が及ばない範囲の防護	護のために必要な措置として、妨害破壊行為等の用に供されるおそれのある小型無人機を検知するため、小型無人機検知器の設置を求めるものであり、その目的に照らして必要な検知の考え方を含めて小型無人機検知器の具体的な要件を核物質防護措置に係る審査基準（非公開）において規定することとしており、原案のとおりとします。 ➤ 各施設の工場又は事業所に設置される小型無人機検知器については、当該審査基準に基づき、核物質防護規定の変更認可申請に係る審査においてその妥当性を確認します。

整理番号	御意見の概要	考え方
	については、IAEA 勧告 (INFCIRC/225/Rev. 5) 第 3. 41 項の趣旨に則り、権限を有する国がその責任を負い監視にあたるべきである。行政が本来担うべき土地利用の規制や公権力の行使を棚上げし、事業者に履行不能な一義的責任を転嫁することは、法治国家における規制の在り方として不適切である。 ➤ 検知対象を原発周辺に限定することに反対。 [原発周辺に限定せず範囲を広げる] 外部電源への予備工作を未然に防止するための検知要件を明記すべき。送電鉄塔等への工作は、容易に超長期的な外部電源喪失を招き、構内の非常用電源の燃料枯渇や原子力事故を誘発する致命的な脅威である。重要インフラを原発周辺と一体のものとして監視範囲に含めることを、設備設置の必須要件とすべき。ウクライナ等の戦訓を見れば、攻撃側が最も脆弱な外部インフラを優先的に狙うことは明らかである。敷地境界にとらわれず、電源供給の継続性の観点から検知範囲を定義し直さなければ、本規制は実効性を欠くものとなる。 ➤ 以下を規則で明記すること。 「妨害破壊行為等の用に供されるおそれがある小型無人機の有無及びその所在を把握するため、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第八条第一項に基づき指定を受けた敷地又は区域を飛行する小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。」	

整理番号	御意見の概要	考え方
	監視範囲の不明確さは、意図的に監視範囲を狭めた運用を招き、価格重視・リスク軽視のミニマリスト的発想に陥りやすい。改正事項ではその点において防護空間に空白が生じる懸念がある。変則的な侵入経路の把握や対処に必要なリードタイムを確実に確保するため、法に基づき指定された敷地又は区域の全域を一義的な検知対象として規則に明記することによって、監視範囲の不明確さを解消できるため。 ➤ 原子力施設内には、土地収用の経緯等により一部に第三者の私有地が残存しているケースがある。私有地において「適法な飛行」を行っている無人機やその操縦者を、改正法令に基づき検知・撮影し続けた場合、民事上の不法行為（プライバシー侵害等）を問われるリスクは排除できない。 事業者は国の規制義務に従って監視を行っているにもかかわらず、地権者等からの提訴や損害賠償請求という「民事上の紛争」を個別に負うことになるのは、制度的に不条理である。国は、これら監視行為の公益性・公共性・正当性を法的に裏付けていただきたい。 ➤ 施設周辺の敷地外における検知網の構築は、他人の土地所有権を侵すことになり、事業者の努力のみでは設置・維持が法的に不可能である。敷地外監視を前提とする規制ならば、土地利用の権利関係を無視した机上の空論であり、実効性が全く担保されていない。国が用地確保や権利調整を主導しない限り、この規制は事業者に履行不能な義務を課すものとして是正すべきである。	

整理番号	御意見の概要	考え方
1-6	＜対象施設に関する御意見＞ ➤ 原発以外の数々の原子力施設が規制対象から、除外され、さらに核燃料の「輸送中」における移動体への防護策が等閑視されている点は、防護上の致命的な穴を放置するものであり、極めて不自然な限定です。テロリストは常に守りの薄い箇所や瞬間を標的として選定するため、放射性物質が実在する以上、施設の種類や固定・移動の状態を問わず、一貫した防護レベルを維持しなければ制度の実効性は確保できません。恣意的な線引きによる防護の空白地帯を排除するため、すべての核燃料関連施設、および輸送船や輸送車両といった移動体に対しても、施設と同様の検知・防護義務を等しく課すよう、規制の対象範囲を包括的に再考すべきだと考えています。 ➤ 「使用済燃料貯蔵施設」の指定拡大と防護対策の義務化について 小説『天空の蜂』終章では、使用済燃料ピットへの脅威に対する警鐘を鳴らしていた。軍事目的であれば主にエネルギーインフラである原子力発電所が狙われるリスクがあるが、非軍事目的の場合、近年の重大テロ事件の背景に見られるような「特定の社会背景に基づく強い怨恨」や、それを英雄視する一部の過激な社会風潮に感化された「ローンウルフ型攻撃者」が、自らの主張を誇示するために原子力施設を狙う可能性は否定できない。こうした者は、防護の固い原子炉よりも、相対的に脆弱な「使用済燃料貯蔵施設」を狙	➤ 今般の改正は、事業者が講ずべき防護措置の実効性をさらに向上させるためのものであり、小型無人機による妨害破壊行為等が行われた場合の影響の程度や小型無人機等飛行禁止法による規制の状況等を勘案し、小型無人機等飛行禁止法の対象原子力事業所に設置された実用発電用原子炉施設等を対象としているものであり、原案のとおりとします。 ➤ また、小型無人機等飛行禁止法の対象原子力事業所は、国家公安委員会が指定するものとされています。 ➤ なお、小型無人機検知器の設置を新たに求めることとしない施設についても、原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、堅固な障壁の設置や巡視等の人による監視体制の構築等を求めています。

整理番号	御意見の概要	考え方
	う合理性を持ち得る。しかし、現状において同施設は小型無人機等飛行禁止法の指定範囲外であり、無人機侵入対策もなされていない。つまり、早急に同法に基づく指定範囲を広げ、使用済燃料貯蔵施設を対象として、今回制度改正と同種の無人機侵入対策を義務付けるべきではないか。	
1-7	＜試験炉規則第14条の3第4項に関する御意見＞ ➤ 試験炉規則の第14の3の第4項はドローン規制とどういう関係があるのか教えて頂きたいです。詰所以外でドローンを見張るということがドローン規制の同等の措置を認めてるという意味ですか。第1項を第2項から変えたものですが試験炉規則以外は必要ないのですか。 ➤ 「前項に定めるもののほか、第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、火災等により見張人の詰所が使用できない場合において、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前項において読み替えて準用する第二項第十七号ロからニまでに掲げる措置と同等以上の措置を講ずることとする。」 この規定が理解できないので説明してください。	➤ 今般の、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第14条の3第4項の改正については、記載の適正化であり、小型無人機に関する措置と関連するものではありません。 ➤ 当該規定は、火災等の発生により見張人の詰所が使用できない場合においても、見張人の詰所に求められている機能を維持するために、見張人の詰所以外の場所から、見張人の詰所と同等以上の措置を講じつつ常時監視を行うことを求めるものです。
1-8	＜用語（設備と装置）に関する御意見＞ ➤ 小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置について、設備と装置の用語の違いは何ですか。	➤ 原子炉等規制法及び関係法令において、「設備」及び「装置」について、明確な定義は設けられていませんが、小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有するものを「設備又は装置」と

整理番号	御意見の概要	考え方
	➤ 設備と装置の定義上の違いは何ですか。どこまでが設備、どこまでが装置か。	して一般的な用語として表現しているものです。 ➤ なお、ロに規定する「イの設備又は装置を構成する装置」は、「イの設備又は装置を構成する物」に適正化します。
1－9	＜用語（区域）に関する御意見＞ ➤ 全 5 規則案で使われている「防護区域」「周辺防護区域」という文言について 規則では「防護区域」「周辺防護区域」という文言が使われています。しかし、「小型無人機等飛行禁止法」では「対象施設」、周辺おおむね 300m を「対象施設周辺地域」としています。 ・ もし、同じものを指しているなら「対象施設」、「対象施設周辺地域」とすべきです。 ・ もし、「対象施設」、「対象施設周辺地域」が「防護区域」「周辺防護区域」とは違い、より狭い「区域」を指すのであれば、その隙間を誰かが埋めなければなりません。「対象施設」に指定された原子力事業所敷地内にドローンが飛来するより前に周辺 300m の「対象施設周辺地域」に飛来することは自明です。もし原子炉等規制法の制約で「対象施設周辺地域」に対策を打てないのであれば、国家公安委員会など関係機関と連携することを、条文に記載すべきです。 ・ いずれにせよ、周辺 300m 住民との摩擦が起きないよう配慮も必要であると思われます。	➤ 小型無人機等飛行禁止法では、国家公安委員会が、対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域並びに当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域（当該対象原子力事業所の敷地又は区域及びその周囲おおむね 300 メートルの地域）を指定するものとされており、対象原子力事業所として指定された施設が、「対象施設」となります。 ➤ 御意見の原子炉等規制法における「防護区域」及び「周辺防護区域」並びに小型無人機等飛行禁止法における「対象施設（の敷地又は区域）」及び「対象施設周辺地域」はいずれも異なる範囲を指すものであり、「防護区域」及び「周辺防護区域」は、基本的に「対象施設の敷地又は区域」内に設定されるものです。 ➤ 小型無人機等飛行禁止法において、警察官等の権限として規定されている小型無人機の飛行の妨害や機器の破損等の措置は、「対象施設周辺地域」の上空を飛行する小型無人機を対象とするものです。
1－10	＜用語（有無と所在）に関する御意見＞ ➤ 改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転	➤ 「有無」とは「特定の範囲内に妨害破壊行為等の用に供される

整理番号	御意見の概要	考え方
	等に関する規則第 14 条の 3 第 2 項第 11 の 2 号イにおいて、「小型無人機（略）の有無及びその所在を把握するため、・・・」との記載がある。このうち、「有無」と「所在」が示す意味の違いを示していただきたい。	おそれがある小型無人機が存在するかどうか」といった存在の事実を問うものであり、「所在」とは「特定の範囲内において妨害破壊行為等の用に供されるおそれがある小型無人機が存在する場合にどこにあるのか」といった物理的位置を示すものです。
1-11	＜経過措置違反に関する御意見＞ ➤ ドローンによる航空機テロが発生しても既存の強固なる対策が機能する以上、今直ちに致命的な安全上のリスクが生じるわけではありません。経過措置期間の 2 年以内にドローン対策が間に合わない場合でも、原発は航空機テロ等に対処可能な特定重大施設が機能する為、電力の安定供給を阻害する運転停止措置を一律に求めないことを担保して下さい。 ➤ 現在、小型無人機等飛行禁止法に基づく指定を受けていない施設であっても、将来的な社会情勢の変化により、予見なく対象施設として指定される可能性がある。現行案のように「公布の日から 2 年」という一律の起算点では、公布から 2 年を経過した後に指定を受けた場合、事業者は設備導入等の準備期間を一切与えられないまま、指定と同時に規則違反の状態に陥ることになる。制度の目的が着実な防護体制の構築にあるならば、指定という具体的な義務発生時点から、実務上必要な整備期間を担保すべきである。したがって、将来的な指定リスクに対する予見可能性と、物理的な対策期間を等しく確保するため、起算点に「指定を受けた日」を包含する修正を行うべきである。したがって、試験炉規則の附則における経過措置について、以	➤ 附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項はそれぞれ事業者に 2 年以内の申請手続を求めるものであり、申請を行った場合、附則第 2 条第 2 項及び第 3 条第 2 項に掲げる規定の適用は、それぞれ当該申請手続について認可又は拒否の処分があるまでの間としています。 ➤ ただし、事業者が当該申請手続を行わない等の場合には、原子力規制委員会は原子炉等規制法第 43 条の 3 の 23 第 2 項等の規定に基づき、是正措置等の命令をすることができ、当該命令に違反した場合には、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 20 第 2 項等の規定に基づき許可の取消し又は運転停止の命令をすることができます。 ➤ なお、将来的に新たに小型無人機等飛行禁止法に基づく指定がなされる場合には、その状況に応じて個別に原子力規制委員会で対応を議論することになります。

整理番号	御意見の概要	考え方
	下の通り修正することを求める。 意見：「公布の日、または小型無人機等飛行禁止法第8条第2項の規定による指定を受けた日の、いずれか遅い日から起算して二年を経過するまでの間は、この限りではない」とする旨の規定を設けること。	
1-12	＜経過措置期間の設定に関する御意見＞ ➤ 全5規則案の附則第2条「経過措置」について「公布の日から起算して2年を経過する日までに申請しなければならない」とありますが、 ・公布の日から申請までに2年は長すぎます。「申請」までなら、どれだけ甘く見積もっても、義務化案が了承された2026年3月から起算して「半年程度」にしてはどうですか。 ・「申請」した後、「整備」をサボることがないように、「整備」までの期間を設けるべきです。 ➤ 本改正案では、機器供給能力、部材納期、全国同時導入時の工事能力、事業者との工程調整などの「数的根拠」が十分に示されていない」点が問題です。このまま画一的な期限を設定すれば、原発停止の増加により、「停電リスクの増大や電気料金上昇への国民不安」を招くことになります。 ➤ 期限設定は「年数」ではなく、電力予備率・供給力を踏まえた柔軟運用にすべき。 固定的な期限ではなく、電力予備率、火力休廃止の進行状況、工事能力、国防政策との役割分担、需給逼迫時の例外措置などを踏まえた「現実的かつ柔軟な運	➤ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、これまでも堅固な障壁の設置や巡視等の人による監視体制の構築等は求めてきており、今般の改正は、これに加えて、更なる実効性の向上の観点から、新たに小型無人機検知器の設置を義務づけることとしたものです。新たな規制を求める時は、その要求する対策の内容や事業者が対応に要する期間等を踏まえて、一定の経過措置を設けることとしています。 ➤ 今般の改正後に、事業者が小型無人機検知器を設置するにあたっては、一定程度時間を要すること等を考慮し、事業者への意見聴取結果も踏まえ、2年以内の申請手続を求め、その処分のあった日から規定を適用するものとしています。 ➤ 経過措置の期日にかかわらず、速やかな対策が講じられるよう原子力規制委員会としても事業者へ働きかけていきたいと考えています。

整理番号	御意見の概要	考え方
	用」が必要です。 ➤ 玄海原発のドローン騒動で、日本の原発が空からの侵入に弱いことはもう世間にバレてしまいました。この状況で対策に2年も待ってあげるのは、泥棒に「あと2年は入り放題ですよ」と教えているようなもので、本当に怖すぎます。 ですから、最新設備をのんびり待つのではなく、すぐにセコムやALSOKなどの警備員を増やして空を見守ったり、持ち運び式の検知機を配備したりするなど、今すぐできる「代わりの守り方」をやって、「玄海原発のようにはいかないぞ」とアピールしてほしいです。 アブない人達にそう思わせる対策を国の主導のもと講じてくれないと、怖くて仕方ありません。電力会社の大丈夫ですも信用出来ません。高市内閣のリーダーシップで対策を講じたとアピール行うべきです。 「準備に時間がかかる」なんて言い訳は通用しないという危機感を持って、今できる精一杯の防護を固めてほしいと強く願います。 ➤ 防護義務に係る経過措置を一律に公示する行為は防護上の重大な脆弱性を自ら露呈させるものである。即ち攻撃主体に対し、経過措置期間中が相対的な防護上の空白であることを教唆することに他ならない。同時に、現実的に設備の設置や工事に一定の期間を要することは否定できない。よって公的な経過措置期間を設けるのではなく、非公開の事務連絡等により規制対象者へ先行して改正の骨子を伝達し、改正予定を秘匿	

整理番号	御意見の概要	考え方
	した状態で防護上の準備を進めさせるべきである。その条件下で、公的な規則改正と同時に経過措置を置くことなく即時施行し、攻撃主体に相対的な防護上の空白を悟らせない為の仕組みの在り方検討を求める。 ➤ 「3年間の経過措置」なんて悠長なことを言っている間に、もし何かが起きたら誰が責任を取るんですか。現状、脅威が急激に高まっているのに、この空白期間を野放しにするのは放棄に等しい。せめて機材が揃うまでは警備員の増員といった代替措置を強制すべきです。 「準備中だから仕方ない」で済まされません。 ➤ 規制庁は、特重施設の設置に猶予期間（5年ルール）を認める根拠として、たとえ大型航空機の衝突によって重大事故が発生したとしても、SA設備等を用いることで、特重施設の完成までの間は適切に対処可能であるとして、その安全性を担保してきた。現在、その起算日を「SA設工認可日」から「再稼働日」へと見直す合理化が進められていることも、こうしたSA対処能力への評価が前提にあるものと理解している。規制庁殿自身の論理に基づけば、大型航空機の衝突という過酷な事象に伴う重大事故にすら既存体制で対処可能である以上、それよりも小規模な脅威である小型無人機への防護体制の整備についても、特重施設の設置期限と同等の猶予が認められるべきである。折角の想いで厳しいSA審査をクリアして再稼働を果たした私達に対し、小型無人機対策に限って一律に2年という極めて短期間での整備を強いることは、論理的整合性を	

整理番号	御意見の概要	考え方
	著しく欠いている。したがって、合理的な制度設計として、本規則の経過措置は「2年」か「特重施設の猶予期限」のいずれか長い方を適用すべきである。 ➤ アメリカの原子力空母ですらドローン攻撃で痛い目にあっているとききます。事業者まかせの厳密な時期の縛りのないドローン対策を規制委員会は通してはいけない。すぐやらせる、やらせるまで動かさない。きちんと考えて来なかったのは規制委員会では。事業者も自然、生物、国民の命を守るべく、いい加減な、未対策で動かさない。私は「直ちに安全影響なし」「更なる高みの安全を目指しているだけで現状も問題無い」との安全神話的な言い回しは到底受け入れられません。玄海で対策できていなかった事実がある以上、まず現状が不十分だったと認め、発電停止するか直ちに対策すべきです。現状は原発警備上不十分だと認めるのか、はい／いいえで教えてください。	
1-13	＜経過措置期間の延長に関する御意見＞ ➤ 経過措置の第1項および2項について、小型無人機等の技術革新による新実用炉規則第91条第2項第11号の2イに記載の小型無人機による破壊行為の想定の変化や、予測できない自然災害等など、事業者責任によらないやむを得ない事情があると認められる場合は、経過措置の期限（2年）への配慮（期間延長など）をしていただくことは可能か。 ➤ 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則の附則第2条（経過	➤ 附則第2条第1項及び第3条第1項はそれぞれ事業者により2年以内の申請手続を求めるものであり、申請を行った場合、附則第2条第2項及び第3条第2項に掲げる規定の適用は、それぞれ当該申請手続について認可又は拒否の処分があるまでの間としています。 ➤ 新たな規制への対応については、原則として、経過措置の期間内に実施する必要があるとあり、現時点でそれを延長することは考えておりません。なお、仮に、将来的に御意見のような状況が発生した場合には、必要に応じて、その状況を踏まえて個別に原子力

整理番号	御意見の概要	考え方
	措置)において、2年間の経過措置が設けられているが、事業者責任によらないやむを得ない事情があると認められる場合は、経過措置を延長することができないか示していただきたい。	規制委員会で対応を議論することになります。
1-14	＜核物質防護規定の変更認可手続に関する御意見＞ ➤ 附則第2条第2項について、公布の日から二年を経過した後、原子力事業者による要因に依らず検知するための設備又は機器の設置を完了できない場合は、核物質防護規定に完了する時期を記載して変更認可申請を行うことができるか。また、附則第2条2項の「適用しない期間」について、認可の後、事業者の核物質防護規定の施行手続きまでの間に空白期間ができてしまうことから、「認可又は認可の拒否の処分があるまでの間」は「認可の処分があり規定が施行されるまでの間又は認可の拒否の処分があるまでの間」とする方が望ましい。 ➤ 附則第2条第3項について、公布の日から二年を経過した後、原子力事業者による要因に依らず不可抗力により、検知するための設備又は機器の設置を完了できない場合は、核物質防護規定の適用開始の変更認可申請を行うことでよろしいか。	➤ 事業者が小型無人機検知器を設置するにあたっては、一定程度時間を要すること等を考慮し、事業者への意見聴取結果も踏まえ、2年以内の申請手続を求め、その処分のあった日から改正後の規定（例：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第14条の3第2項第11号の2）を適用するものとする経過措置を設けています。そのため、小型無人機検知器の設置は、同規定が適用される日までに行う必要があります。 ➤ なお、仮に、将来的に1-13の御意見のような状況が発生した場合には、必要に応じて、その状況を踏まえて個別に原子力規制委員会で対応を議論することになります。

整理番号	御意見の概要	考え方
1-15	＜核物質防護規定の審査に関する御意見＞ ➤ 新実用炉規則第91条第2項第11号の2の規定は、原子炉等規制法により原子炉設置許可を得た事業者に対してバックフィット的に適用するものであるため、各原子炉設置事業者が申請する核物質防護規定（附則含む）の変更認可申請の審査については、許可を得ている原子炉施設の設置環境等を踏まえ、合理的かつ妥当性のある審査としていただきたい。新実用炉規則第91条第2項第11号の2イにおいて、事業者が設置する検知設備・装置による小型無人機の「検知範囲」について、原子炉設置事業者が申請する核物質防護規定変更認可申請の審査において、核物質防護上の観点からその合理性や妥当性を審査・確認頂くことで良いか。	➤ 具体的な規制要求の内容については、核物質防護措置に係る審査基準（非公開）で規定することとしており、これに基づき核物質防護規定の変更認可申請に係る審査を厳正に行います。
1-16	＜意見公募手続の公開に関する御意見＞ ➤ 原子力規制委員会、公式サイトでの意見公募ページにおいて、期限直前の本日4/17未明まで、意見公募手続を「現在はありません」と虚偽同然の表示を掲げ、e-Govの奥底に情報を埋もれさせ、国民に気づかせずに密かに画策した行為は、意見したい私にとって、卑劣なだまし討ちであり、行政手続法からして、著しく不当である。これは、反対意見を封殺するため、知る権利を、意見提出権を、組織的に阻害する行為であり、公募内容を精査する時間すら与えない、不誠実極まりない手口が、行政手続法の定めるものを、完全に欠いている。このような、国民を愚弄するやり口で行	➤ 平成18年総務省告示第78号において、意見公募手続に係る公示の方法については「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（https://www.e-gov.go.jp/）を利用することとされており、本意見公募もこれに基づき手続を行っており、適切に実施されたものと考えております。 ➤ 一方で、御指摘の原子力規制委員会ホームページ（https://www.nra.go.jp/procedure/public_comment/index.html）について、本来意見募集期間の終了後の4月18日（土）0時の時点で本意見公募の掲載を「行政手続法に基づく意見公募について」から終了案件ページ（https://www.nra.go.jp/procedure/public_comment/r7.html）

整理番号	御意見の概要	考え方
	われる、現政権の意思決定に正当性はなく、即刻周知をやり直した上での期間延長を強く求める。	）へ移行すべきであったところ、意見募集期間の終了前である4月17日（金）0時の時点で、終了案件ページへ移行している状態となっておりました。本来は意見募集期間終了後に該当ページへ移行させるべきものであり、以後、同様の事象が生じないよう、再発防止に努めます。
1-17	＜規則名に関する御意見＞ ➤ パブリックコメントのタイトル ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案 長いタイトルで「等」で括ると、商用原発とは無関係である印象を受ける。「原子炉等規制法に関する規則等」とするか「実用発電用原子炉の設置・・・」を先に持ってくるか、もしくは他4規則など、「試験研究炉」だけの話ではないことが、タイトルで一見してわかるようにした方がいいです。	➤ 意見公募の案件名については、公募対象である「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案」の名称を引用したものです。本規則案によって改正される原子力規制委員会規則については、本規則案の本則又は関連資料「令和7年度第66回原子力規制委員会（令和8年3月18日）資料2」に記載しています。

その他の御意見への考え方（案）

年 月 日

2. その他の御意見の概要及び御意見に対する考え方

整理番号	御意見の概要	考え方
2-1	＜関係省庁との連携に関する御意見＞ ➤ 防衛省、内閣、安全保障会議、原子力規制委員会、警察、事業者が連携した統合防護計画を策定し、即応フローを明確化すべきです。法的・運用上のルールを整備することで、実効性ある防護が可能となります。 ➤ 早くスパイ防止法を制定して、こういった偵察活動を止めさせないといけない。スパイ行為は国への背任だから、外患誘致罪や外患援助罪のように死刑を最高刑とする厳罰にしないと原発へのドローン飛来検知を義務化では抑止力にならない。 ➤ 原子力施設の重要設備周辺において、秒単位で対応可能な自衛隊常駐・当番制を導入することを検討すべきです。これにより、ドローン侵入や武装攻撃に対する即応性が向上し、施設及び国民へのリスク低減が期待できます。原子力施設の安全保障は単なる原子炉運転上の安全管理ではなく、国家の安全保障や国民保護に直結するハイレベルな課題です。攻撃後の自衛隊派遣に依存する現状では後手リスクが高く、自衛隊常駐・当番制の早期導入は不可欠です。特殊性があるからこそ、政府主導で迅速に検討・実施すべき事項です。 ➤ 原発に自衛隊を常駐させて下さい現代のドローン脅威は、警察の範疇を超えた軍事的な航空攻撃です。地上戦主体の警察機動隊や民間人では、高度な対空電子戦への対応は不可能です察知したところで為す術なく見守るしかないばかりか、専門外の者が下手に介	➤ 原子力施設の防護のうち「対抗」は、公共の安全と秩序の維持を責務とする警察等の治安機関が主に担っています。 ➤ 我が国の安全保障については、関係省庁において必要な検討が行われており、原子力規制委員会も政府全体の中で必要な役割を果たしていきます。 ➤ なお、小型無人機に限らず、武力攻撃への対処については、原子炉等規制法及び関係法令において対応するものではなく、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律などの別の枠組みの下で対応するものと承知しています。

整理番号	御意見の概要	考え方
	入すれば死傷者や人質を増やす二次被害を招く恐れがあります。したがって、安易な民間への設備義務付けを再考し、自衛隊の常駐や即応体制の構築を求めます。ドローン対策を国家安全保障業務と再定義し、国が主体となって防護に当たるべきです。 ➤ 規制庁本庁や出先機関がドローンで狙われれば全国の機密が流出し全国波及しかねない以上、当局全施設こそ検知設備の導入など抜本的な防衛計画を先行させるべきです。自らの防衛が不完全なまま事業者にのみ負担を強いる現状の規制案には同意できません。 ➤ 原発周辺インフラ（送電網・アクセス路）の封鎖などのテロは、原子核分裂の連鎖反応や重大事故を直接狙うものではないが、現場対応を著しく困難にさせるおそれがある。しかし、現行法では「器物損壊」等の軽微な罰則でしか処罰できない。この「兵糧攻め」を招く行為を、テロとして厳罰化でき、必要な対処ができるよう法体系の不備を是正すべきである。	
2-2	＜議論への国民参加に関する御意見＞ ➤ 原子力施設は地域住民・国民の安全に直結するため、議論の透明性と国民の理解を得ることが不可欠です。公開討論や意見募集を通じて、制度設計への国民参加を促すべきです。 ➤ 先見性を持つ東野圭吾氏の検討会への招聘について 本制度改正の議論において、30年も前から原子力施設の技術的・心理的脆弱性を緻密な取材に基づき指摘	➤ 事業者が講ずべき防護措置の検討に際しては、核物質防護上の秘密を含む事項について議論を行う必要があるため、制度設計に係る検討を全て公開することは困難ですが、公開可能な範囲で、過去の原子力規制委員会の資料や議事概要を原子力規制委員会ホームページにおいて公開するとともに、規則案等については意見公募も実施しています。 ➤ なお、規制の検討に当たって必要に応じて有識者から意見聴取を行うこともありますが、本検討に当たっては、小型無人機等

整理番号	御意見の概要	考え方
	してきた東野圭吾氏を、検討会等の有識者として直接招聘し、その意見を聴取しないのか。つまり、30年前の1995年時点で、既に現代のドローン・テロに相当する「上空からの脅威」を完璧に予見していた東野氏本人を招き、既存の有識者会議では欠落している「考えられる脅威への想像力」を直接仰ぐべきではないか。	飛行禁止法を所管する警察庁等の治安機関とも協議を行っており、必要な検討は実施できているものと考えています。
2-3	＜訓練の実施に関する御意見＞ ➤ ドローン侵入、武装テロ、内部侵入などの多様なシナリオに基づき訓練を実施し、即応体制の課題を洗い出すことが必要です。	➤ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、事業者がその従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うことに加えて、防護措置の定期的な評価及び評価結果に基づく必要な改善を行うことを規定しており、事業者においては当該規定に基づき訓練を実施し必要な改善を行っています。
2-4	＜参考資料に関する御意見＞ ➤ 資料2の説明P1「関連規則の改正案」 「所要の経過措置を設けることとする」としか書いていないが、多くの人々は縦書きの条文を読まない（読めない）。資料は読みやすい。したがって、委員会中に杉山委員が指摘したように、しっかり「2年」と明記すべきです。	➤ 意見公募の対象は、定めようとする命令等の案であり、当該案の中で経過措置の期間を含めて規定しています。その上で、分かりやすさの観点から参考資料をどのような記載とするかは、今後の検討とします。
2-5	＜海中ドローンに関する御意見＞ ➤ 周辺海域を含め監視する観点から「防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近く（工場等	➤ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防護のために必要な措置として、これまでも堅固な障壁の設置や巡視等の人によ

整理番号	御意見の概要	考え方
	の周辺海域を含む。)において、小型無人機の飛来及び無人潜水機の接近等を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。」と修正すべき。 実務として、ソナー等の水中設備を備え、防護ネット等を設置しかつネット等の切断突破を即座に検知・警報する機能を備えることが必須である。 自律型無人潜水機（AUV）の技術進歩も著しく、数十キロ先から自律航行で接近し、重要設備を攻撃・閉塞させる脅威に対処する能力は必須である。 小型無人機等飛行禁止法、港則法、海上交通安全法等は、重要施設の圏内周辺海域における無人潜水機の海中航行の禁止規制を確立していない。 悪意ある第三者が周辺海域から無人潜水機を放流し、重要施設の取水口等へ接近させる行為を、既存の国内法で未然に阻止することは極めて困難な状態にある。 他法令による規制の網が存在しない法的な空白地帯であるからこそ、原子力施設の重大事故防止や犯罪行為の発生も想定した必要な規制を担う原子炉等規制法は、無人潜水機の脅威からの防護等に係る部分を独自定義する要件を明記すべきである。 加えて、海上保安を担う海上保安庁に対し、原子力施設及びその他重要施設の圏内周辺海域における無人潜水機の航行禁止規制に係る独自法（小型無人機等飛行禁止法の海洋版）を速やかに制定し、脅威の取締等に係る部分を確立するべく、原子力規制委員会から	る監視体制の構築等は求めてきています。 ➤ 今般の改正は、小型無人機については昨今の技術発展が著しく、その利便性と汎用性の高さから、様々な用途に活用される状況にあること等を踏まえ、事業者が講ずべき小型無人機に対する防護措置の実効性をさらに向上させる観点から小型無人機検知器の設置を新たに求めることとしたものです。 ➤ 御意見の水中で用いられるドローンについて、今般の改正で新たな措置を設けるものではありませんが、技術の進展や最新の情勢を踏まえ、引き続き必要な検討を進めていきます。 ➤ 関係機関との関係については、２－１の御意見に対する考え方を御参照ください。

整理番号	御意見の概要	考え方
	働きかけを行い関係機関と連携することが必須である。 「小型無人機等飛行禁止法は水中ドローンの規制対象外であるから検討対象外とする」といった形式的な法の立て付けのみで実際の脅威を切り捨てることは、規制当局としての明らかな不作為であり、決して許容されるべきではない。	
2-6	＜特定重大事故等対処施設に関する御意見＞ ➤ 小型無人機が飛んできても、特定重大事故対処施設のテロ対策施設があれば安全性が担保されるはずで。それについて言及ですが、再処理事業や試験研究炉等にはテロ対策施設の法定要求がなく、これでは小型無人機テロだけではなく、アメリカ同時多発テロ事件のような飛行機テロにも対処できない訳で特に再処理の事業はとても高いリスクをテロ対策施設なしで心許なな訳だったんですが、何で特定重大事故対処施設は再処理事業や試験研究炉等とか福島第一とか色んなのには必要ないと決めてしまったのですか。その時の議論とか違いとかテロ対策しなくていいとした理由を URL で良いのでお教えていただきたいのです、原発と比べて再処理事業等はリスクが低いからなのでしょうか。そういうことであれば、お教えいただきたいのですがアメリカ同時多発テロ事件のような飛行機テロほどの耐性要求は再処理事業等にはテロのためのバックアップは不要なのに、小型無人機への耐性要求は必要というのが再処理事業等が矛盾して	➤ 今般の改正は、小型無人機を検知する設備の設置により、事業者が講ずべき防護措置の更なる実効性の向上を図るものです。 ➤ 他方、特定重大事故等対処施設については、故意による大型航空機の衝突などのテロリズムも想定し、原子力発電所が損傷したとしても、多量な放射性物質の放出を抑えるため、電源車やポンプ車などに加え、重大事故等対策の信頼性を向上させるため設置を求めているものです。 ➤ 再処理施設における重大事故等対策の特徴は、大容量電源への依存度が低く事故対応の時間的余裕が大きいこと及び事故が複数箇所が発生する可能性があることであり、これらの特徴を踏まえて重大事故等対策を講じることとしており、特定重大事故等対処施設を設けることは求めておりません。また試験研究用等原子炉については、グレーデッドアプローチの考え方に基づき、原子力発電所や再処理施設と同レベルの重大事故等対策が求められるものではありません。 ➤ 詳細な検討の経緯については「発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム」及び「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム」の議論をご確認ください。

整理番号	御意見の概要	考え方
	ないのか教えていただきたいのです。	【発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム】 https://warp.ndl.go.jp/web/20170901091504/www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/shin_anzenki_jyun/index.html 【核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム】 https://warp.ndl.go.jp/web/20170901091508/www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/kaku_shinkisei/index.html
2-7	＜安全上重要な設備への影響に関する御意見＞ ➤ 小型無人機等飛行禁止法第12条に基づく妨害や破損等の措置が、既設のDB・SA設備に影響を及ぼさないことを新規性基準の性能要求として新たに追加すべし。例えば偵察から攻撃までを担う安価で大量投入可能なドローンを無力化するための装置として米企業Epirusは高出力マイクロ波兵器Leonidasを開発したが、これらを実戦投入した場合に於いてその対処に伴う高出力マイクロ波等の過酷な環境下に晒されたとしても、原子炉の安全機能が維持され、DB・SA設備の誤作動や機器損壊を招かないことの技術的担保が不可欠。防護のための動的な介入が原子力安全の信頼性を毀損せぬよう、設置許可基準規則等において厳格な要件として規定することを求める。 ➤ 検知に連動して展開されるはずの警察・自衛隊の迎撃装備のジャミングや迎撃装備の誤作動が安全機能に干渉しないことを担保する必要がある。	➤ 原子炉等規制法の規制基準において、安全上機能を有する設備の安全機能が、施設敷地内又はその周辺において想定される原子炉等規制法の規制対象ではない設備によって損なわれないことを求めており、事業者の責任において当該設備による悪影響がないよう適切に評価・確認されることとなります。 ➤ なお、武力攻撃への対処については、原子炉等規制法及び関係法令において対応するものではなく、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律などの別の枠組みの下で対応するものと承知しています。

整理番号	御意見の概要	考え方
2-8	＜罰則に関する御意見＞ ➤ 今回の特定核燃料物質の防護の規制強化にも含まれ、国家存亡にも関わる「特定核燃料物質の防護に関する秘密」を漏らしたときに対しての罰則が、重要経済安保情報保護活用法に基づく重要経済安保情報を漏らしたときに対しての罰則が大幅に軽いのは制度上の欠陥ではないか。今回の特定核燃料物質の防護の規制強化に合わせて、重要経済安保情報保護活用法と同等の罰則を課すように強化することの検討を開始すべきではないか。 ➤ 特定核燃料物質の防護に関する機密情報の漏洩に対する罰則が、重要経済安保情報保護活用法等の他法と比較して著しく軽微である現状を危惧する。国家安全保障の根幹をなす原子力防護情報の価値を再評価し、厳罰化を含む制度の再構築を検討すべきである。今回の規制改正には特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る項目も含まれており、各施設には高度な検知システムが導入されるが、それらの配置図や運用の脆弱性が漏洩した場合、防護体制は無効化され、国家存亡に関わる危機を招く。重要経済安保情報の漏洩に対しては「6年以下の懲役」等の重刑が科される一方、より直接的に国土と国民をテロから守るべき原子力防護情報の漏洩に対する罰則がそれを下回る現状は、法体系上の重大な矛盾である。最優先で守られるべき情報が、罰則の軽さゆえに「狙いやすい標的」となる事態は避ける必要がある。テロリストへの情報流出を防ぐ実効性を担保す	➤ 個々の法律で定められる罰則は、それぞれの法律において定められている義務等の内容に応じて規定されるものであり、原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防護に関する秘密保持義務に係る罰則は、当該義務の実効性を確保する等の観点から必要なものを定めているものです。このため、他法令における罰則の定めとの比較は、一概にできないものと考えています。

整理番号	御意見の概要	考え方
	るため、経済安保法と同等、あるいはそれ以上の罰則規定へと強化することを検討していただきたい。	
2-9	＜国民生活や産業活動への影響に関する御意見＞ ➤ 近年、脱炭素政策の進展、老朽化、採算性の悪化等により、火力発電所の休廃止が急速に進んでおります。これにより、想定以上に電力予備率が低下し、さらに中東情勢の不安定化による燃料調達リスクも重なり、「ブラックアウトの発生確率は過去より明確に上昇」しております。このような状況下で、原子力発電所が追加的な設備導入や工事のために停止する可能性が高まる規制を設けることは、「国民生活や産業活動に重大な影響を及ぼすリスク」があります。 特定重大事故等対処施設（特重）の「5年以内」整備義務、今回のドローン対策における「2年以内」申請義務など、「期限のみが独立して設定され、電力需給や工事能力を考慮した柔軟性が欠如している」点が問題です。 その結果として、原発停止、国内予備率の低下、電力逼迫の深刻化が生じ、「総合的な国家安全保障リスクがむしろ増大」しております。 現状では「原子力の停止を前提とした規制運用」が目的化しているように見え、「原子力が稼働できないことによるブラックアウト確率を含めた総合リスク評価が十分に行われていない」と憂慮しております。	➤ 原子力規制委員会の任務は、原子力利用における安全の確保を図ることであり、継続的な安全性の向上を達成する上では、適用される新たな基準に対して、対象となった施設が、合理的期間内に適合することが必要です。 ➤ このため、安全上の緊急性、要求する対策の内容、事業者の対応状況及び対応に要する期間、審査・検査等に要する期間等を考慮し、一定の経過措置を設けることとしています。 ➤ 経過措置期間後に、新たな基準に適合していない施設への対応については、その状況に応じて個別に原子力規制委員会で議論することになります。
2-10	＜小型無人機等飛行禁止法に関する御意見＞	

整理番号	御意見の概要	考え方
	➤ 排除措置時における安全配慮の有無について 警察当局等の排除措置を講じる際、原子力施設としての特殊性に鑑み、安全重要施設の機能維持を優先し、排除活動自体が二次的な影響を及ぼさないよう配慮がなされるか。 ➤ 損失補償の責任所在について 警察当局等の排除措置により、原子力災害の誘発、施設破壊、あるいは事業停止等の巨額の損失が生じた場合、これらは「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」第11条第7項に基づき、国等がその全責任を負い補償を行うという解釈で相違ないか。 ➤ 本規則の修正方針に加え、飛行禁止区域への侵入警告及び即時の進路変更、撮影停止を直接要求のための航空管制機能（VHF帯航空無線等を用いた無線連絡装置）の配備を義務付ける。 ➤ 航空法に係る法規類に基づき、有人機による原子力施設周辺の飛行を禁止する。 禁止する飛行範囲は、遠距離からの光学偵察を無効化できる十分な離隔距離を確保する。	➤ 小型無人機等飛行禁止法については警察庁等が所管しており、その規定の具体的な解釈や措置の拡充に関して原子力規制委員会として具体的な回答を行うことは差し控えます。
2-11	＜原子力規制庁の対応に関する御意見＞ ➤ 事業者には厳格な体制を求める一方で、規制庁職員が海外で端末を紛失し機密が漏洩した事案は極めて無責任です。策定主体から情報が漏れれば現場の対策は無意味化するため、まずは身内の情報管理を徹底すべきです。	➤ 個人情報を含む端末の紛失事案については個人情報の保護の観点から詳細をお答えしないこととしておりますが、当該携帯電話の紛失事案が発生していることは事実であり、引き続き、当該携帯電話の管理を徹底してまいります。 ➤ なお、原子力規制庁で貸与している業務用の携帯電話には、こ

整理番号	御意見の概要	考え方
		れを所持する職員の氏名、連絡先等が含まれていますが、機密性の高い情報に当たるものは含まれておらず、また、情報が漏えいした事実は確認されておりません。

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十条第二項、第四十三条の三の二十二第二項及び第四十八条第二項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

（案）

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則
（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	(防護措置) 第十四条の三 (略) 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一 十一 (略) 十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下この条において「妨害破壊行為等」とい
改 正 前	(防護措置) 第十四条の三 (略) 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一 十一 (略) (新設)

う。)の用に供されるおそれがある小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。)の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する物であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二(十八) (略)

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者(以下この項において単に「業務上知り得る者」という。)の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 妨害破壊行為等の脅威に関する事項

十二(十八) (略)

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者(以下この項において単に「業務上知り得る者」という。)の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する

ロリ (略)

二十〇二十三 (略)

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号、第八号ロ、第十一号の二)及び第十八号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び当該立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域又は当該立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に、」と、「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「

る破壊行為(以下「妨害破壊行為等」という。)の脅威に關する事項

ロリ (略)

二十〇二十三 (略)

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号、第八号ロ及び第十八号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び当該立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域又は当該立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に、」と、「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「周辺防護区域内

周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。 4 前項に定めるもののほか、第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、火災等により見張人の詰所が使用できない場合において、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前項において読み替えて準用する第二項第十七号ロからニまでに掲げる措置と同等以上の措置を講ずることとする。 5 5 7 (略)	」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。 4 前項に定めるもののほか、第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、火災等により見張人の詰所が使用できない場合において、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前項において読み替えて準用する第一項第十七号ロからニまでに掲げる措置と同等以上の措置を講ずることとする。 5 5 7 (略)
--	---

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第二条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(防護措置) 第十六条の三 (略) 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一 十一 (略) 十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する	(防護措置) 第十六条の三 (略) 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一 十一 (略) (新設)

妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下この条及び第十九条第一項第十六号において「妨害破壊行為等」という。）の用に供されるおそれがある小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。）の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する物であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二～二十三 （略）

二十四 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十五～二十八 （略）

十二～二十三 （略）

二十四 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十五～二十八 （略）

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第三条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
-----	-----

(防護措置)

第九十一条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号) 第八条第一

項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為(以下この条及び第九十六条第一項第十七号において「妨害破壊行為等」という。)の用に供されるおそれがある小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。)の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する物であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視

(防護措置)

第九十一条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

(新設)

できる位置に設置すること。

十二～二十五 (略)

二十六 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七～三十 (略)

3 (略)

十二～二十五 (略)

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七～三十 (略)

3 (略)

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第四条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(防護措置) 第八十六条 (略) 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 一 十一 (略) 十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下この条及び第九十一条第一項第十七号にお	(防護措置) 第八十六条 (略) 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 一 十一 (略) (新設)

いて「妨害破壊行為等」という。）の用に供されるおそれがある小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。）の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する物であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二～二十五（略）

二十六 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

3（略）

二十七～三十（略）

十二～二十五（略）

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

3（略）

二十七～三十（略）

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第五条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(防護措置) 第十七条 (略)	(防護措置) 第十七条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為(以下この条において「妨害破壊行為等」という。)の用に供されるおそれがある小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。)の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する物であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二〇二十五 (略)

二十六 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

(新設)

十二〇二十五 (略)

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対す

場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。 三 二十七～三十 （略）	る妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。 三 二十七～三十 （略）
--	---

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条及び次条第一項において「法」という。）第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一

項の対象原子力事業所に法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、法第四十条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設又は法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設を設置している者に限る。次項において「核物質防護規定認可者」という。）については、法第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による当該核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（次項において「新試験炉規則」という。）第十四条の三第二項第十一号の二、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（次項において「新再処理規則」という。）第十条の三第二項第十一号の二、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（次項において「新実用炉規則」という。）第九十一条第二項第十一号の二及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（次項において「新研開炉規則」という。）第八十六条第二項第十一号の二に掲げる事項に係るものについては、公布の日から起算して二年を経過する日までに申請しなければならない。

2 核物質防護規定認可者については、新試験炉規則第十四条の三第二項第十一号の二、新再処理規

則第十六条の三第二項第十一号の二、新実用炉規則第九十一条第二項第十一号の二及び新研開炉規則第八十六条第二項第十一号の二の規定は、公布の日から起算して二年を経過するまでの間（核物質防護規定認可者が当該期間内に前項の変更の認可の申請をした場合には、当該申請について認可又は認可の拒否の処分があるまでの間）は適用しない。

第三条 この規則の施行の際現に法第六十四条の三第一項の規定による実施計画の認可を受けている者（次項において「実施計画認可者」という。）については、同条第二項による実施計画の変更の認可を、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（次項において「新東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第十一号の二に掲げる事項に係るものについては、公布の日から起算して二年を経過する日までに申請しなければならない。

2 実施計画認可者については、新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第十一号の二の規定は、公布の日から起算して二年を経過するまでの間（実施計画認可者が当該期間内に前項の変更の認可の申請をした場合には、当該申請について認可又は認可の拒否の処分があるまでの間）は

適用しない。

資料 2

核物質防護規制のあり方の検討状況（3 回目） ～試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の 一部を改正する規則案及び意見公募の実施～

令和 8 年 3 月 18 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、原子炉等規制法¹に基づき事業者が講ずべき防護措置をより実効性のあるものに見直すため、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案及び当該規則案についての意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 経緯

令和 7 年度第 56 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 2 月 4 日）において、警察庁の有識者検討会において小型無人機等飛行禁止法²の見直しに向けた報告書がとりまとめられたことも含め、小型無人機に関する最新の技術動向や情勢について報告するとともに、こうした状況も踏まえた核物質防護規制のあり方の検討状況について報告した。

また、令和 7 年度第 62 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 3 月 3 日）において、小型無人機を巡る最新の情勢を踏まえた原子力施設に対する脅威及び当該脅威を踏まえた今後の核物質防護規制のあり方の検討状況について報告するとともに、原子炉等規制法に基づき事業者が講ずべき防護措置をより実効性のあるものに見直すため、関連する原子力規制委員会規則の改正等の今後進め方について了承を得た。

これらを踏まえ、別添のとおり試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案を作成した。

3. 関連規則の改正案（了承事項）

原子炉等規制法に基づき事業者が講ずべき防護措置をより実効性のあるものとするため、小型無人機等飛行禁止法第 8 条第 1 項に規定する対象原子力事業所の指定を受けている原子力事業所に設置された試験研究用等原子炉施設、再処理施設、発電用原子炉施設等に対し、新たに小型無人機を検知する設備又は装置の設置を義務付けることとし、別添の試験研究の用に供する原子炉等の設

¹ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

² 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）

置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案について、了承いただきたい。

今般、改正を行う関連規則は下記のとおり。

- 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和 32 年総理府令第 83 号）
- 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和 46 年総理府令第 10 号）
- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）
- 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成 12 年総理府令第 122 号）
- 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 2 号）

当該規則案の施行日は公布日と同日とする。また、事業者における対応期間等も考慮し、所要の経過措置を設けることとする。

4. 意見公募の実施（了承事項）

別添について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和 8 年 3 月 19 日から令和 8 年 4 月 17 日まで（30 日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

5. 今後の予定

意見公募終了後にその結果について、原子力規制委員会に報告を行い、提出意見に対する考え方について了承と、規則の改正の決定について原子力規制委員会に諮ることとする。

<添付資料>

別添 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則案

参考 1 令和 7 年度第 56 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 2 月 4 日）
資料 1（公開部分抜粋）

参考 2 令和 7 年度第 62 回原子力規制委員会臨時会議（令和 8 年 3 月 3 日）
資料 1（公開部分抜粋）

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十条第二項、第四十三条の三の二十二第二項及び第四十八条第二項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(防護措置) 第十四条の三 (略) 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一 十一 (略) 十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下この条において「妨害破壊行為等」とい	(防護措置) 第十四条の三 (略) 2 前項の表第一号及び第二号の特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一 十一 (略) (新設)

う。)の用に供されるおそれがある小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。)の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する装置であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二(十八) (略)

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者(以下この項において単に「業務上知り得る者」という。)の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 妨害破壊行為等の脅威に関する事項

十二(十八) (略)

十九 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、特に、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者(以下この項において単に「業務上知り得る者」という。)の指定その他の特定核燃料物質の防護に関する秘密の管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する

ロシリ (略)

二十〇二十三 (略)

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号、第八号ロ、第十一号の二)及び第十八号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び当該立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域又は当該立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に、」と、「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「

る破壊行為(以下「妨害破壊行為等」という。)の脅威に關する事項

ロシリ (略)

二十〇二十三 (略)

3 第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前項(第二号、第八号ロ及び第十八号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第三号中「周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域及び当該立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは「防護区域及び立入制限区域」と、「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域又は立入制限区域」と、「当該防護区域、当該周辺防護区域又は当該立入制限区域」とあるのは「当該防護区域又は当該立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内及び周辺防護区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に、」と、「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第八号中「防護区域及び周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十号中「周辺防護区域内

周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。 4 前項に定めるもののほか、第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、火災等により見張人の詰所が使用できない場合において、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前項において読み替えて準用する第二項第十七号ロからニまでに掲げる措置と同等以上の措置を講ずることとする。 5 5 7 (略)	」とあるのは「防護区域内」と、同項第十一号中「防護区域内若しくは周辺防護区域内」とあるのは「防護区域内」と、「周辺防護区域の」とあるのは「防護区域の」と、同項第十二号中「防護区域、周辺防護区域若しくは立入制限区域又は施設」とあるのは「防護区域若しくは立入制限区域又は施設」と、同項第十七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と読み替えるものとする。 4 前項に定めるもののほか、第一項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、火災等により見張人の詰所が使用できない場合において、見張人が見張人の詰所以外の場所から常時監視を行い、前項において読み替えて準用する第一項第十七号ロからニまでに掲げる措置と同等以上の措置を講ずることとする。 5 5 7 (略)
--	---

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正)

第二条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する

改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(防護措置) 第十六条の三 (略) 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一 〇十一 (略) 十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する	(防護措置) 第十六条の三 (略) 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。 一 〇十一 (略) (新設)

妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下この条及び第十九条第一項第十六号において「妨害破壊行為等」という。）の用に供されるおそれがある小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。）の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する装置であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二～二十三 （略）

二十四 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十五～二十八 （略）

十二～二十三 （略）

二十四 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十五～二十八 （略）

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第三条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

(防護措置)

第九十一条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為(以下この条及び第九十六条第一項第十七号において「妨害破壊行為等」という。)の用に供されるおそれがある小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。)の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する装置であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監

(防護措置)

第九十一条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

(新設)

視できる位置に設置すること。

十二～二十五 (略)

二十六 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七～三十 (略)

3 (略)

十二～二十五 (略)

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七～三十 (略)

3 (略)

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第四条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	(防護措置) 第八十六条 (略) 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 一〇十一 (略) 十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。 イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下この条及び第九十一条第一項第十七号にお
改 正 前	(防護措置) 第八十六条 (略) 2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。 一〇十一 (略) (新設)

いて「妨害破壊行為等」という。）の用に供されるおそれがある小型無人機（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。）の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する装置であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二～二十五 （略）

二十六 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

3 （略）

二十七～三十 （略）

十二～二十五 （略）

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

3 （略）

二十七～三十 （略）

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第五条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(防護措置) 第十七条 (略)	(防護措置) 第十七条 (略)

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

十一の二 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第八条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された工場又は事業所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為(以下この条において「妨害破壊行為等」という。)の用に供されるおそれがある小型無人機(重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第二条第三項に規定する小型無人機をいう。以下この号において同じ。)の有無及びその所在を把握するため、当該小型無人機を検知して速やかに表示する機能を有する設備又は装置を設置すること。

ロ イの設備又は装置を構成する装置であつて小型無人機の有無及びその所在を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二〇二十五 (略)

二十六 妨害破壊行為等が行われるおそれがあり、又は行われた

2 前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一〇十一 (略)

(新設)

十二〇二十五 (略)

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対す

場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。 三 二十七～三十 （略）	る妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれている施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」という。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。 三 二十七～三十 （略）
--	---

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下この条及び次条第一項において「法」という。）第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第八条第一

項の対象原子力事業所に法第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設、法第四十条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設又は法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設を設置している者に限る。次項において「核物質防護規定認可者」という。）については、法第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による当該核物質防護規定の変更の認可を、この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（次項において「新試験炉規則」という。）第十四条の三第二項第十一号の二、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（次項において「新再処理規則」という。）第十条の三第二項第十一号の二、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（次項において「新実用炉規則」という。）第九十一条第二項第十一号の二及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（次項において「新研開炉規則」という。）第八十六条第二項第十一号の二に掲げる事項に係るものについては、公布の日から起算して二年を経過する日までに申請しなければならない。

2 核物質防護規定認可者については、新試験炉規則第十四条の三第二項第十一号の二、新再処理規

則第十六条の三第二項第十一号の二、新実用炉規則第九十一条第二項第十一号の二及び新研開炉規則第八十六条第二項第十一号の二の規定は、公布の日から起算して二年を経過するまでの間（核物質防護規定認可者が当該期間内に前項の変更の認可の申請をした場合には、当該申請について認可又は認可の拒否の処分があるまでの間）は適用しない。

第三条 この規則の施行の際現に法第六十四条の三第一項の規定による実施計画の認可を受けている者（次項において「実施計画認可者」という。）については、同条第二項による実施計画の変更の認可を、この規則による改正後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（次項において「新東京電力福島第一原子炉施設規則」という。）第十七条第二項第十一号の二に掲げる事項に係るものについては、公布の日から起算して二年を経過する日までに申請しなければならない。

2 実施計画認可者については、新東京電力福島第一原子炉施設規則第十七条第二項第十一号の二の規定は、公布の日から起算して二年を経過するまでの間（実施計画認可者が当該期間内に前項の変更の認可の申請をした場合には、当該申請について認可又は認可の拒否の処分があるまでの間）は

適用しない。

核物質防護規制のあり方の検討状況

令和 8 年 2 月 4 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、最新の情勢を踏まえた原子力施設に対する脅威及び当該脅威を踏まえた今後の核物質防護規制のあり方の検討状況について報告するものである。

2. 小型無人機を巡る最新の状況

(1) 小型無人機の規制の現状

我が国においては、航空法及び小型無人機等飛行禁止法により、小型無人機の飛行が規制されている。また、警察庁においては、小型無人機等飛行禁止法の見直しのため、有識者検討会による「技術の進展に伴う危険なドローン飛行への対策に関する報告書」を令和 7 年 12 月に公表。

(2) 小型無人機の最新技術

小型無人機の技術進展は著しく、最高飛行速度、最大積載重量等、近年で飛躍的に性能が向上しているだけでなく、市場で簡単に入手可能であるとともに様々な用途に利活用され、汎用性も高くなっている。

(3) 小型無人機によるテロ事例

諸外国では、小型無人機を用いたテロ事案が原子力施設を含めて発生している状況。

3. 治安機関との議論を含めた核物質防護規制のあり方の検討状況

別紙（非公開）のとおり。

核物質防護規制のあり方の検討状況（2 回目）

令和 8 年 3 月 3 日
原 子 力 規 制 庁

1. 趣旨

本議題は、小型無人機を巡る最新の情勢を踏まえた原子力施設に対する脅威及び当該脅威を踏まえた今後の核物質防護規制のあり方の検討状況について報告するとともに、今後の進め方の了承について諮るものである。

2. 経緯

令和 8 年 2 月 4 日に開催された令和 7 年度第 56 回原子力規制委員会（臨時会合）において、警察庁の有識者検討会において小型無人機等飛行禁止法¹の見直しに向けた報告書がとりまとめられたことも含め、小型無人機に関する最新の技術動向や情勢について報告するとともに、こうした状況も踏まえた核物質防護規制のあり方の検討状況について報告した。

3. 治安機関との協議を含めた核物質防護規制のあり方の検討状況及び今後の進め方

原子炉等規制法²に基づき事業者が講ずべき防護措置をより実効性のあるものに見直すため、別紙（非公開）のとおり関連する原子力規制委員会規則の改正等の今後の進め方について了承いただきたい。

¹ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号）

² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）